

今般の医療法改正について

平成19年6月21日

医政局総務課長 二川一男

医療法人制度改革について

医療法改正(医療法人制度関連)のポイント

(1) 解散時の残余財産の帰属先の制限 (医療法第44条第4項) → P33

- 経過措置型医療法人から新法の医療法人への移行に伴う税制措置
(平成20年度税制改正要望)

(2) 社会医療法人制度の創設 (医療法第42条の2) → P41

- 社会医療法人の認定要件 (②と③)
 - ・ 救急医療等確保事業の実施
 - ・ 公的な運営に関する要件
- ⇒
- 税制優遇措置
(平成20年度税制改正要望)

(3) 役員・社員総会等の法人内部の管理体制の明確化 → P53 (医療法第46条の2～第49条の4)

(4) 事業報告書等の作成・閲覧に関する規定の整備 → P54 (医療法第51条～第52条)

(5) 自己資本比率による資産要件の廃止 (医療法施行規則第30条の34) → P55

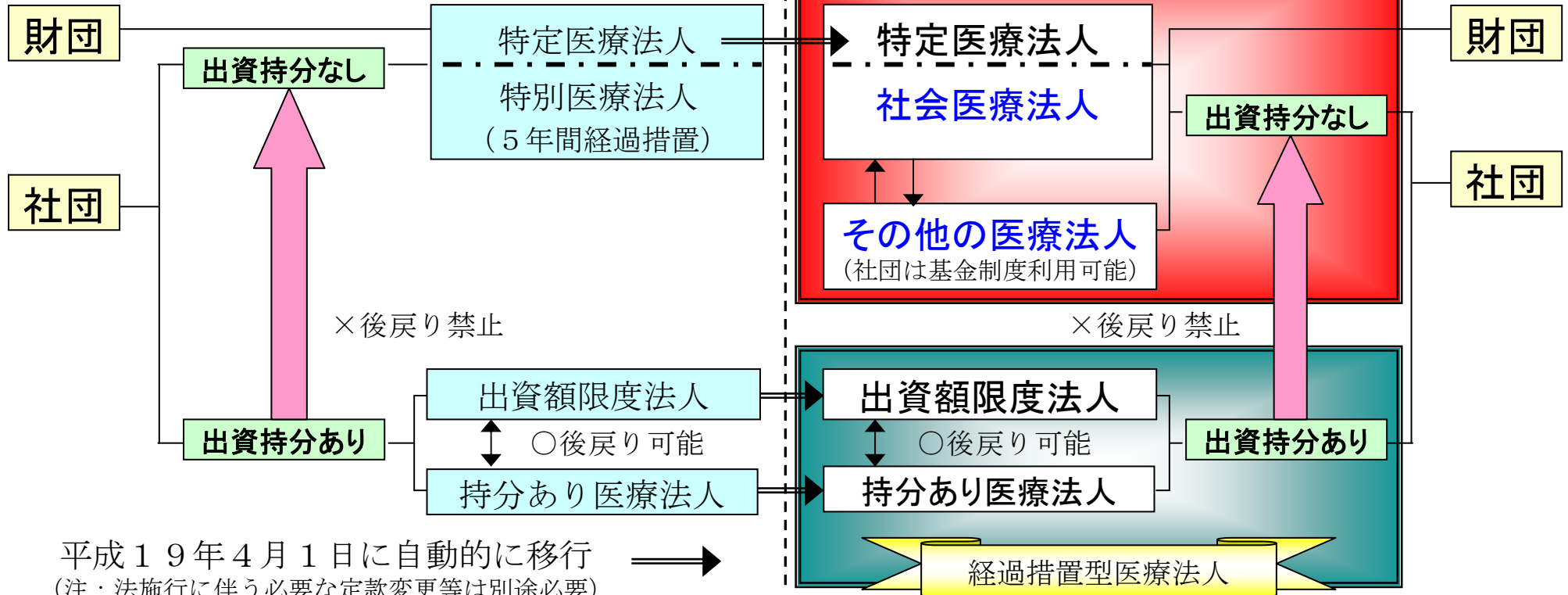
(6) 附帯業務の拡大 → P57

- ・ 社会福祉事業の範囲について必要な見直し (医療法第42条第7号)
- ・ 有料老人ホームの設置 (医療法第42条第8号)

改正医療法に伴う医療法人の移行

(法施行前の状況)

(平成19年4月1日以降)

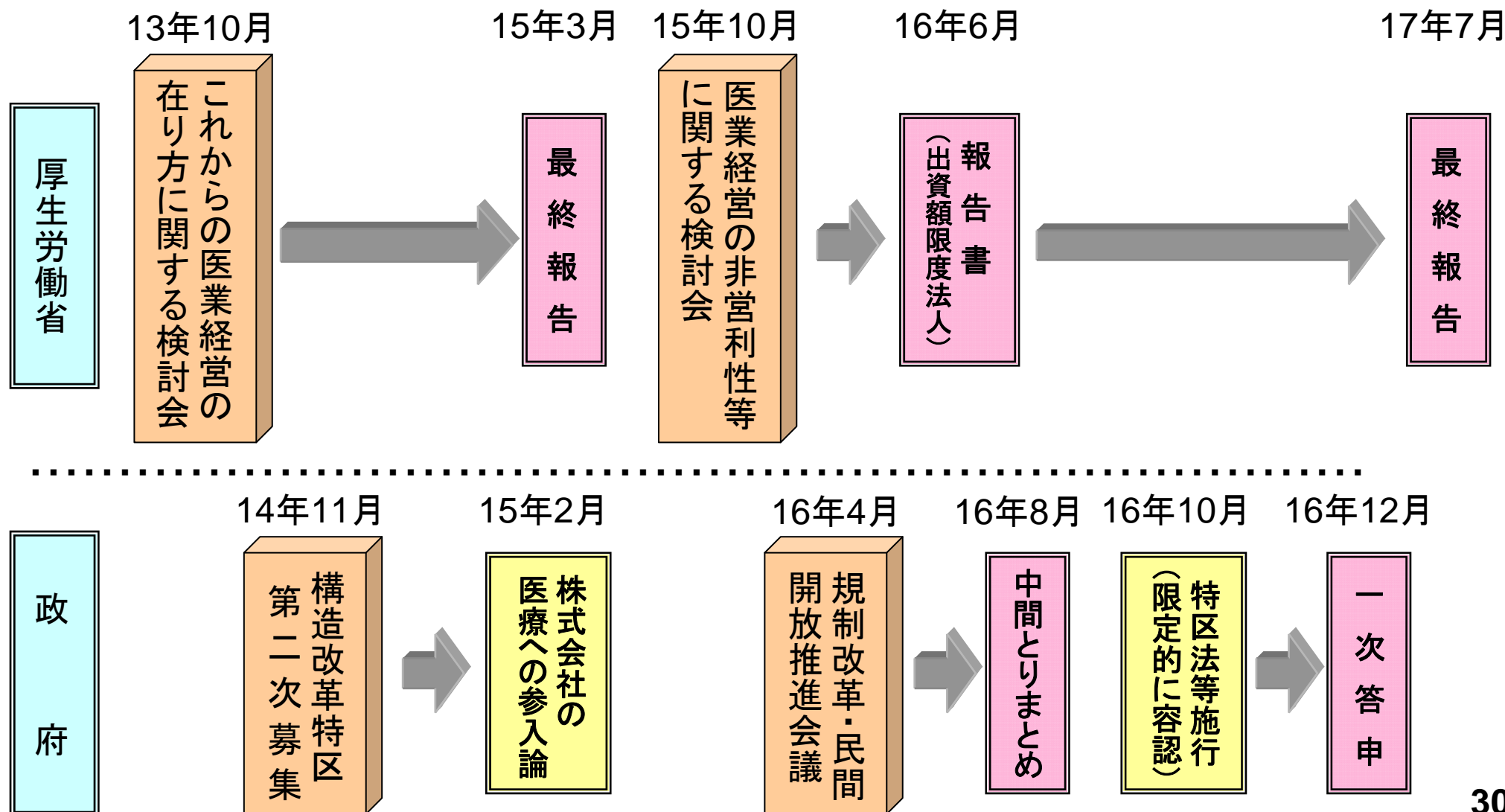


平成19年4月以降設立できる医療法人は、新法の医療法人のみ

- ・経過措置型医療法人(旧法の医療法人)を平成19年4月以降設立することは不可
- ・持分あり医療法人から出資額限度法人への定款変更は平成19年4月以降も可能

第五次医療法改正(医療法人関連)の背景

- ◇ 長年の懸案(医療法人制度そのものが抱えていた懸案)
- ◇ 規制改革・民間開放推進会議



規制改革・民間開放推進会議中間とりまとめ(平成16年8月)

- 医療法人の大宗を占める 「持分の定めのある医療法人」は、出資者の財産権が保全される法人格であるため、個人企業に近く、現に税制上も営利法人と同じ扱いを受けていること。
- 医療法人への個人の出資分は個人財産であり相続税の課税対象となるため、出資者の高齢化に伴い医療法人に対する個人出資分の返還請求訴訟も起きていること。
- 持分の定めのない社団医療法人は全体の1%未満であること。

※ 医療法人の「出資持分」の存在は、医療分野に株式会社を参入させる拠り所となっている。

(年別の医療法人数)

年 別	総 数	財 団	社 団			一人医師医 療法人	特 定医 療法人	特 別医 療法人
			総 数	持分有	持分無			
昭45年	2,423	336	2,087	2,007	80		89	
50年	2,729	332	2,397	2,303	94		116	
55年	3,296	335	2,961	2,875	86		127	
60年	3,926	349	3,577	3,456	121		159	
平元年	11,244	364	10,880	10,736	144	6,620	183	
5年	21,078	381	20,697	20,530	167	15,665	206	
10年	29,192	391	28,801	28,595	206	23,112	238	
15年	37,306	403	36,903	36,581	322	30,331	356	29
18年	41,720	396	41,324	40,914	410	34,602	395	61

※ 平成5年までは年末現在、10年以降は3月31日現在数

一人医師医療法人、特定医療法人、特別医療法人は再掲

(厚生労働省調べ)

(1) 解散時の残余財産の帰属先の制限

(医療法第44条第4項関係)

残余財産の帰属すべき者を限定し、医療法人の非営利性の徹底を図る。

『①国、②地方公共団体、③公的医療機関の開設者、④財団又は持分の定めのない社団の医療法人、⑤都道府県医師会又は郡市区医師会』のうちから選定

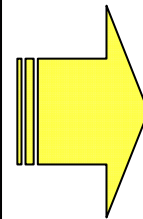
《従前の取扱い》

定款、寄附行為の定めるところにより、その帰属する者に帰属
※ 合併、破産による解散を除く。

【問題点】

出資者の残余財産分配請求権を保証

- ◇ 営利法人と同様な取扱いとの指摘
- ◇ 国民皆保険で支える資源が医療の継続性に使われない。



非営利性の徹底

- ◆ 残余財産の帰属先について、個人(出資者)を除外
- ◆ 新設医療法人は、財団又は持分なし社団に限定

経過措置

- ◆ 既設医療法人は、当該規定を『当分の間』適用せず
- ◆ 新法適用の医療法人へは、自主的な移行とするが、定款変更後は後戻り禁止

残余財産の帰属先の制限①

- ・ 施行日以後の医療法人の設立申請は財団又は出資持分なしの社団に限定
- ・ 出資持分ありの社団（出資額限度法人を含む）は「当分の間」新法の適用なし
- ・ 新法適用の医療法人は経過措置適用の医療法人への移行が不可

【説明】

新医療法第44条第4項の規定は、施行日以後に申請された同条第1項の認可について適用し、施行日前に申請された同項の認可については、なお従前の例による。

施行日前に設立された医療法人又は施行日前に医療法第44条第1項の規定による認可の申請をし、施行日以後に設立の認可を受けた医療法人については、当分の間、新医療法第50条第4項の規定は適用せず旧医療法第56条の規定はなおその効力を有する。

[（良質な医療を提供する体制の確立を図るための医療法等の一部を改正する法律附則第10条）](#)

【参考】

解散した医療法人の残余財産は、合併及び破産手続開始の決定による解散の場合を除くほか、定款又は寄附行為の定めるところにより、その帰属すべき者に帰属する。
[（旧医療法第56条第1項）](#)

残余財産の帰属先の制限②

- ・ 合併前の医療法人がいずれも経過措置適用の医療法人である場合には、合併後においても経過措置適用の医療法人で可能

【説 明】

合併前の医療法人のいずれもが持分の定めのある医療法人である場合であって、定款又は寄附行為において残余財産の帰属すべき者に関する規定を設けるときは、法第44条第4項の規定にかかわらず、同項に規定する以外の者を規定することができる。 [（医療法施行規則第35条第2項）](#)

新法の医療法人と経過措置型医療法人の違い(社団)

社団医療法人

	新法の医療法人	経過措置型医療法人
出資持分	なし	あり
定款の記載方法 ・社員資格喪失時	(定めなし)	<p>〔出資額限度法人〕 社員資格を喪失した者は、その出資額を限度として払戻しを請求することができる。</p> <p>〔持分あり医療法人〕 社員資格を喪失した者は、その出資額に応じて払戻しを請求することができる。</p>
・残余財産処分	<p>本社団が解散した場合の残余財産は、次の者から選定して帰属させるものとする。</p> <p>(1) 国 (2) 地方公共団体 (3) 公的医療機関の開設者 (4) 都道府県医師会 又は郡市区医師会 (5) 財団医療法人又は出資持分なしの社団医療法人</p>	<p>〔出資額限度法人〕 本社団が解散した場合の残余財産は、払込済出資額を限度として分配するものとし、当該払込済出資額を控除してなお残余があるときは～</p> <p>〔持分あり医療法人〕 本社団が解散した場合の残余財産は、払込済出資額に応じて分配するものとする。</p>

新法の医療法人と経過措置型医療法人の違い(財団)

財団医療法人

	新法の医療法人	経過措置型医療法人
寄附行為の記載方法 ・ 残余財産処分	<p>本財団が解散した場合の残余財産は、次の者から選定して帰属させるものとする。</p> <p>(1) 国 (2) 地方公共団体 (3) 公的医療機関の開設者 (4) 都道府県医師会又は郡市区医師会 (5) 財団医療法人又は出資持分なしの社団医療法人</p>	<p>本財団が解散した場合の残余財産は、理事会及び評議員会の議決を経、かつ、〇〇県知事(厚生労働大臣)の認可を得て処分するものとする。</p>

〔財団医療法人については、経過措置型医療法人から新法の医療法人への移行に伴う法人税、所得税及び贈与税等の課税は生じない。〕

基金制度の創設

(医療法施行規則第30条の37、第30条の38)

医療法人の非営利性の徹底に伴い、持分の定めのない社団医療法人の活動の原資となる資金の調達手段として、定款の定めるところにより基金の制度を採用することができるものとする。

(社会医療法人、特定医療法人及び特別医療法人は採用不可)

【説明】

社団である医療法人（持分の定めのあるもの、特定医療法人及び特別医療法人を除く。）に拠出された金銭その他の財産であって、当該社団医療法人が拠出者に対して厚生労働省令及び当該医療法人と当該拠出者との間の合意の定めるところに従い返還義務（金銭以外の財産については、拠出時の当該財産の価額に相当する金銭の返還義務）を負うもの

(医療法施行規則第30条の37第1項)

【基金制度を利用する医療法人が社会医療法人の認定又は特定医療法人の承認を受けようとする場合は】

拠出者に基金を返還し、定款から基金に関する定めを削除することが必要

(医療法人制度について（平成19年医政発第0330049号医政局長通知）

基金制度の概要①

- ・ 基金は利息を付さない債権（残余財産に含まれない）
- ・ 拠出者への返還額は拠出した当時の額が限度

【説明】

基金の返還に係る債権には、利息を付することができない。

（医療法施行規則第30条の37第2項）

→ 返還額は拠出した当時の額が限度

（剰余金の分配を目的としないという医療法人の基本的性格を堅持）

【残余財産に含まれないとは】

〔民法第78条（医療法第68条により準用）〕

清算人の職務は、次のとおりとする。

- 一 現務の終了
- 二 債権の取立て及び債務の弁済 ← 基金の返還
- 三 残余財産の引渡し ← 出資金の払戻（分配）

〔出資持分ありの社団医療法人の定款〕

本社団が解散した場合の残余財産は、**払込済出資額に応じて分配**するものとする。

→ 払戻（分配）額が出資した当時の額を超過

（規制改革・民間開放推進会議は「**事実上の配当**」と評価）

基金制度の概要②

- ・ 基金を返還する場合は代替基金を計上
- ・ 代替基金を取り崩すことは不可

【説明】

基金の返還をする場合には、返還をする基金に相当する金額を代替基金として計上しなければならない。

代替基金は、取り崩すことができない。

[\(医療法施行規則第30条の38第1項及び第2項\)](#)

【代替基金の意義】

基金の総額は、法人の財産的基礎を形成するもの。

そこで、返還された基金の代わりに代替基金を計上することにより、基金の総額が減少しないようにした。

【取り崩しの禁止】

代替基金は、基金が返還されても基金の総額が減少しないようにするために設けられた制度であるから、その取り崩しは予定されていないが、法人の内部留保という性質を有していることから、任意に取り崩すことができないことを確認的に定めた。

(2) 社会医療法人制度の創設

(医療法第42条の2関係)

へき地医療や小児救急医療など地域で特に必要な医療の提供を担う医療法人を新たに社会医療法人として認定し、これらの医療に社会医療法人を積極的に参加させることにより、良質かつ適切な医療を効率的に提供する体制を図る。

【説明】

医療法人は、自主的にその運営基盤の強化を図るとともに、その提供する医療の質の向上及びその運営の透明性の確保を図り、その地域における医療の重要な担い手としての役割を積極的に果たすように努めなければならない。

(医療法第40条の2)

特に社会医療法人については、当該法人が開設する病院又は診療所の所在地の都道府県が作成する医療計画に記載された「救急医療等確保事業」を行うこととされている。

(医療法第42条の2第1項第4号)

【救急医療等確保事業とは】

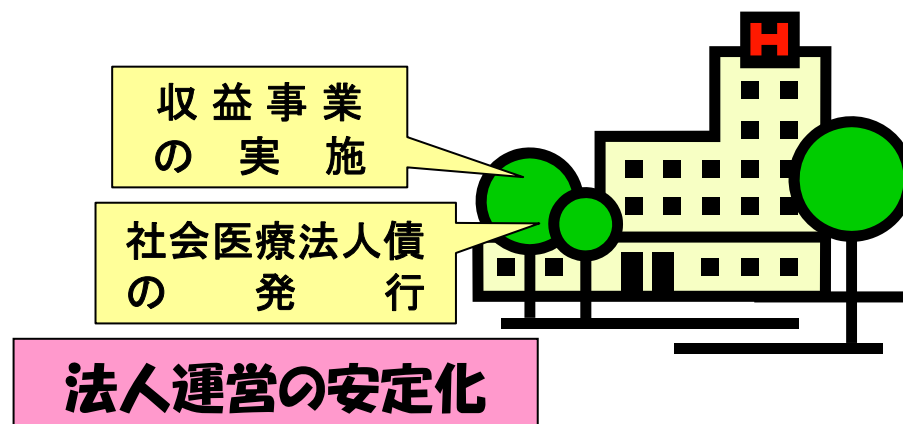
- ①救急医療 ②災害時における医療 ③へき地の医療 ④周産期医療
⑤小児医療（小児救急医療を含む。）

※その他都道府県知事が特に必要と認める医療

(医療法第30条の4第2項第5号)

社会医療法人のメリット

- ① 収益業務が実施可能
- ② 社会医療法人債（証券取引法上の有価証券）の発行が可能
- ※ プラス税制上の優遇措置（20年度税制改正要望）



① 収益業務の範囲

(平成19年厚生労働省告示第92号)

収益業務の要件

- 一定の計画の下に収益を得ることを目的として反復継続して行われる行為であって、社会通念上業務と認められる程度のものであること。
- 社会医療法人の社会的信用を傷つけるおそれがあるものでないこと。
- 経営が投機的に行われるものでないこと。
- 当該業務を行うことにより、当該社会医療法人の開設する病院、診療所又は介護老人保健施設の業務の円滑な遂行を妨げるおそれがないこと。
- 当該社会医療法人以外の者に対する名義の貸与その他不当な方法で経営されるものではないこと。

収益業務の種類

- 日本標準産業分類(平成14年総務省告示第139号)に定めるもののうち
 - (1)農業 (2)林業 (3)漁業 (4)製造業 (5)情報通信業 (6)運輸業
 - (7)卸売・小売業 (8)不動産業(「建物売買業、土地売買業」を除く。)
 - (9)飲食店、宿泊業 (10)医療、福祉(本来業務を除く。)(11)教育、学習支援業
 - (12)複合サービス事業 (13)サービス業

②社会医療法人債発行に必要な規定の整備

(医療法第54条の2～第54条の8)

へき地医療や小児救急医療など救急医療等確保事業の役割を担う社会医療法人の経営基盤の安定化を図る目的から、これまでの間接金融による資金調達のほか、社会医療法人債（公募債）の発行による資金調達を認めることで安定した医療経営の実現を推進する。

公募債の発行に必要な制度整備

社会医療法人債発行の環境整備

会社法、担保付社債信託法などの
技術的な読替規定(政令・省令)

投資家の保護

- ・企業内容等の開示に関する内閣府令
(金融庁)
- ・社会医療法人債を発行する社会医療法人
の財務諸表の用語、様式及び作成方法等
に関する規則
(厚生労働省(省令))

社会医療法人の財政的基盤の安定化

社会医療法人債と株式の相違点

	社会医療法人債	株 式
証券の性質	借用証券	出資証券
償還・払戻	償還期限の到来 に応じて償還可	なし(売買可)
議 決 権	行使不可	行使可

社会医療法人債と借入の相違点

	社会医療法人債	借 入
債 権 者	不特定多数の投資家	特定少数の金融機関
金 利	固定金利	変動金利・固定金利
担保・保証	無担保・無保証 (有担保もあり)	基本的に有担保・有保証
元本の返済	償還期限の到来 に応じて返済可	通常每期

③ 税 制 上 の 優 遇

医療保健業を行う非営利法人の法人税一覧

	医 療 法 人	特別医療法人	特定医療法人	公 益 法 人	社会福祉法人	学 校 法 人
医療保健業	課税:30%	課税:30%	課税:22%	課税:22% (財)船員保険会 等は非課税	非課税	非課税
収 益 事 業	\	課税:30%	\	課税:22%	課税:22%	課税:22%

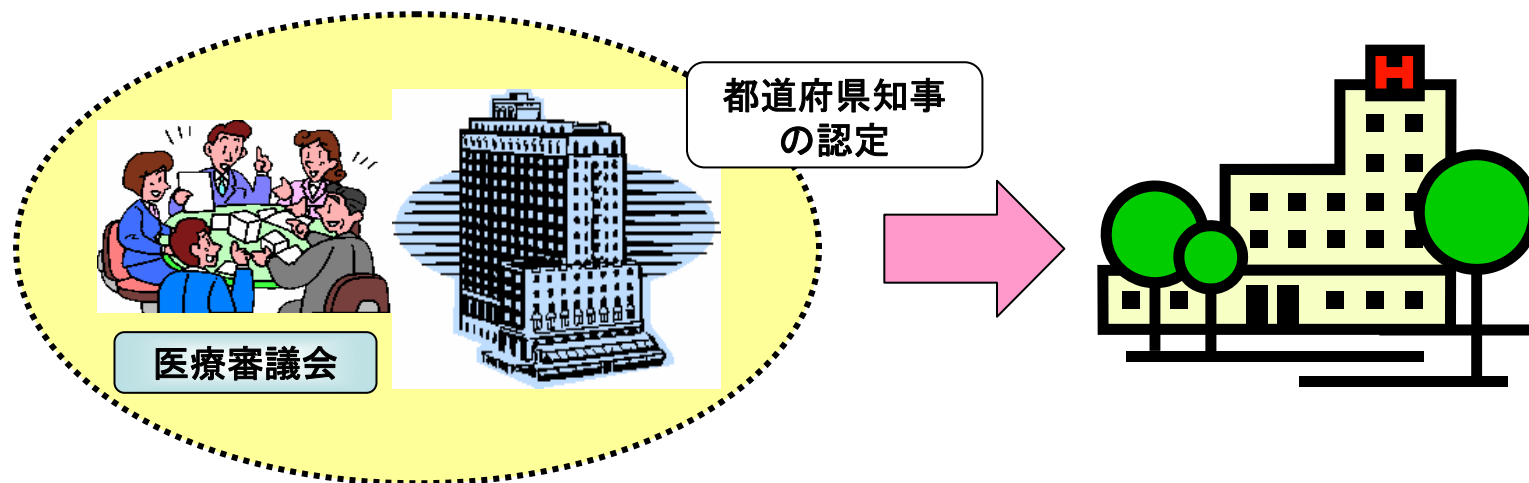
平成19年度税制改正要望では「長期検討」

【今後の対応】

※ 社会医療法人の税制上の優遇について平成20年度税制改正要望予定

社会医療法人の認定方法

あらかじめ都道府県医療審議会（大臣所管医療法人については社会保障審議会）の意見を聴いて、都道府県知事（大臣所管医療法人については厚生労働大臣）が認定
（医療法第42条の2第2項）



社会医療法人の認定要件①

- ・ 同族役員 of 制限
- ・ 社団の場合 of 同族社員 of 制限
- ・ 財団の場合 of 同族評議員 of 制限

【説明】

配偶者及び三親等以内の親族並びに各役員等と厚生労働省令で定める特殊の関係がある者が役員、社員又は評議員の総数のそれぞれ3分の1を超えて含まれることがないこと。 [（医療法第42条の2第1項第1号～第3号）](#)

【厚生労働省令で定める特殊な関係がある者とは】

- ① 役員、社員又は評議員と婚姻の届出をしていないが事実上婚姻関係と同様の事情にある者
- ② 役員、社員又は評議員の使用人及び使用人以外の者で当該役員等から受ける金銭その他の財産によって生計を維持している者
- ③ ①又は②に掲げる者の親族で役員、社員又は評議員と生計を一にしている者 [（医療法施行規則第30条の35）](#)

社会医療法人の認定要件②

・ 救急医療等確保事業の実施（構造設備、体制及び実績）

【説明】

救急医療等確保事業について、次に掲げる事項に関し厚生労働大臣が定める基準に適合していること。

- ① 当該業務を行う病院又は診療所の構造設備
- ② 当該業務を行うための体制
- ③ 当該業務の実績

[（医療法第42条の2第1項第5号）](#)

【厚生労働大臣が定める基準とは】

※ 平成20年4月1日までのできるだけ早い時期に示す予定

- ・ 現時点において、全都道府県が新たに作成する医療計画は平成20年4月1日から実施される予定であり、その結果として社会医療法人の認定作業も平成20年4月1日以降となる予定
- ・ 一方で、どのような事業要件等を設けるべきかについては、新公益法人制度における公益性の判断基準を踏まえる必要もあるため

社会医療法人の認定要件③

・ 公的な運営に関する要件

【説 明】

公的な運営に関する厚生労働省令で定める要件に適合するものであること。

[\(医療法第42条の2第1項第6号\)](#)

【厚生労働省令で定める要件とは】

※ 平成20年4月1日までのできるだけ早い時期に示す予定

(参考：現行の特定医療法人・特別医療法人に定められている要件)

- ・ 社会保険診療に係る収入金額が全収入金額の80%を超えること
- ・ 自費患者に対する請求が社会保険診療と同一の基準で計算されること
- ・ 医業収益が医業費用の150%以内であること
- ・ 役職員の年間給与総額が1人つき3,600万円を超えないこと
- ・ 特別の療養環境に係る病床数が全病床数の30%以下であること
- ・ 医療法人の役員等に対し特別の利益を与えないものであること
- ・ 法令に違反する事実その他公益に反する事実がないこと

社会医療法人の認定要件④

- ・ 財団又は出資持分なしの社団（解散時の残余財産の帰属先を制限）

【説 明】

定款又は寄附行為において解散時の残余財産を国、地方公共団体又は他の社会医療法人に帰属させる旨を定めていること。

[（医療法第42条の2第1項第7号）](#)

【参 考】

平成19年4月1日以後新たに設立される医療法人（既設の医療法人で定款等の変更により移行したものも含む。）についても解散時の残余財産の帰属先を制限

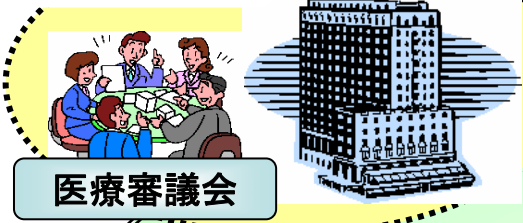
[（医療法第44条第4項、第50条第4項）](#)

社会医療法人制度の創設

社会医療法人

公立病院等

都道府県知事
の認定

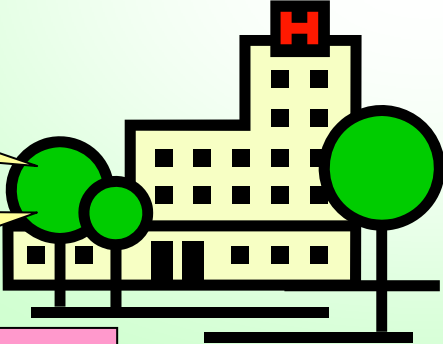


- 認定要件
- 役員、社員等については、親族等が3分の1以下であること
 - 定款又は寄附行為において、解散時の残余財産を国等に帰属させる旨定めていること
 - 救急医療等確保事業を実施していること等

収益事業
の実施

社会医療法人債
の発行

法人運営の安定化



医療計画に記載された
救急医療等確保事業

- 改正医療法 第30条の4
第2項第5号
- イ 救急医療
 - ロ 災害時における医療
 - ハ へき地の医療
 - ニ 周産期医療
 - ホ 小児医療
(小児救急医療を含む)
- ※ 上記のほか、都道府県知事が特に必要と認める医療

公立病院等との新たな
役割分担・連携の構築



(3) 役員・社員総会等の法人内部の管理体制の明確化 (医療法第46条の2～第49条の4関係)

民間非営利部門として地域医療の中心である医療法人の理事、監事、社員総会、評議員会の各機能の明確化により、医療法人の内部管理体制の強化を図る。

役員

- ◆役員(理事・監事)任期
→ 2年と明記(再任は可能)など
〈従前は運用上指導(モデル定款)〉

監事

- ◆監事の職務の明確化
→ 業務監査や監査報告書の作成など
〈従前は民法第59条を準用〉

社員総会(社団医療法人)

- ◆社員総会の招集権者、招集方法などの明確化
〈従前は民法第60～66条を準用〉
- ◆社員の議決権 → 「1人1票」に限定
〈従前は運用上指導(モデル定款)〉

評議員会(財団医療法人)

- ◆評議員会の招集権者、招集方法などの明確化
- ◆評議員会への最低諮問事項を明確化
〈従前は運用上指導(モデル寄附行為)〉
- ◆評議員の資格を明確化
〈従前は法令上規定なし〉

医療法人の内部管理体制の明確化を通じた効率的な医業経営の推進

(4) 事業報告書等の作成・閲覧に関する規定の整備 (医療法第51条～第52条関係)

都道府県知事への事業報告書等の届出、閲覧等の規定の明確化により、医療法人の透明性の確保を図る。

医療法人	作成・届出書類 ・財産目録 ・貸借対照表 ・損益計算書	閲覧 [事務所のみ] ・債権者	都道府県知事 への届出期限 ・ 2ヶ月
------	---	------------------------------	----------------------------------

改正医療法施行後

透明性の確保

監査報告の
作成に伴う
期限の延長

医療法人	作成・届出書類 ・ 事業報告書 ・財産目録 ・貸借対照表 ・損益計算書 ・ 監事の監査報告書	閲覧 左記の書類に加え ・定款、寄附行為 [事務所] ・債権者 ・ 社員又は評議員 [都道府県] 上記の者に加え ・ 一般の者	都道府県知事 への届出期限 ・ 3ヶ月
社会医療法人	上記書類に加え ・ 救急医療等確保事業の証明		
社会医療法人債 発行法人	上記書類に加え ・ 純資産変動計算書 ・ キャッシュ・フロー計算書 ・ 附属明細表 ・ 公認会計士等の監査報告書		

(5) 自己資本比率による資産要件の廃止 (医療法施行規則第30条の34関係)

【従前の問題点】

- ・ 法人設立の認可に当たっては20%充足を厳格に求めていたが、これを達成するため、法人設立者（理事長）に負債が付け替えられ、結果として法人経営の実態を反映していない事例が見受けられた。

例えば…

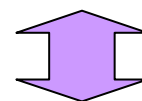
資産 10億円 (土地、建物等)	負債 9億円 (銀行等借入金)
	純資産 1億円

〔法人設立前の自己資本比率 10%〕



〔法人設立者(理事長)の負債〕

資産 9億円 (土地、建物)	負債 9億円 (銀行等借入金)
-------------------	--------------------



理事長と法人で賃貸借契約

資産 1億円	純資産 1億円
--------	---------

〔法人設立後の自己資本比率 100%〕

医療法人の資産要件

- ・ 開設する病院等に必要な施設、設備又は資金
- ・ 施設、設備は賃貸借契約でも可
- ・ 資金は新たに医療法人を設立する際に2か月以上の運転資金

【説明】

医療法人は、その開設する病院、診療所又は介護老人保健施設の業務を行うために必要な施設、設備又は資金を有しなければならない。

[\(医療法施行規則第30条の34\)](#)

【施設、設備の所有方法は】

医療法人の施設又は設備は法人が所有するものであることが望ましいが、賃貸借契約による場合でも当該契約が長期間にわたるもので、かつ、確実なものであると認められる場合には、その設立を認可して差し支えない。

[\(医療法人制度について \(平成19年医政発第0330049号医政局長通知\)\)](#)

(6) 附 帯 業 務 の 拡 大

(医療法第42条第7号及び第8号関係)

医療サービスと福祉・住居サービスの融合により、地域における医療の重要な担い手である医療法人が必要なケアを切れ目なく提供できるよう医療法人が行うことができる社会福祉事業の範囲について必要な見直しを行うとともに、有料老人ホームの設置を追加

	第一種社会福祉事業	第二種社会福祉事業
社会医療法人	<ul style="list-style-type: none"> ○ケアハウスの設置 (従前は法第42第6号「保健衛生に関する業務」 として実施) ○その他開設主体が限定されている ものを除くすべての施設の設置等 (特別養護老人ホーム、養護老人ホーム、救護 施設、更生施設、軽費老人ホーム(A型、B型) が除外) 	<ul style="list-style-type: none"> ○開設主体が限定されて いるものを除くすべての 事業の実施等 (児童家庭支援センターが除外)
医療法人	<ul style="list-style-type: none"> ○ケアハウスの設置 	

これからの医業経営の在り方に関する検討会報告書(15年3月)

【今後の検討課題として】

○附帯業務規制の緩和

本来業務の安定的な実施に支障が生じないように配慮しながら、業務の安定性の向上や医療法人の本来業務の持つ人材、施設、設備やノウハウ等の活用といった視点で、在宅医療や在宅介護の推進といった政策目的に資する一定のものを附帯業務として行えることとするべきであり、その際、併せて、本来業務の安定的な実施を確保する方策や政策目的に合った附帯業務を展開する場合の支援策についても検討すべきである。

(これまでの附帯業務の拡大内容)

平成16年4月	介護予防・地域支え合い事業の一部等
平成17年4月	在宅介護にかかる事業と一体の有償移送行為
平成18年4月	第二種社会福祉事業の一部等

今後留意すべきこと(医療法人関係)

○ 医療計画

- ・医療法人が開設する病院等の位置付け(社会医療法人等)

○ 社会医療法人の税制

- ・特定医療法人等の場合を参考に
- ・医療保健業については・・・？
- ・収益業務については軽減税率・・・？

○ 旧法に基づく医療法人の移行税制

○ 公益法人制度改革の行方

